

平成 21 年 10 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社アシックス  
代表者名 代表取締役社長 尾山 基  
(コード番号：7936 東証第一部・大証第一部)  
問合せ先 取締役・管理統括部長兼研究部門担当  
兼管理統括部法務部長 佐野 俊之  
TEL. (078) 303-2213

### 移転価格税制に基づく更正通知書の受領について

株式会社アシックスは、本日、大阪国税局より、当社とオーストラリアの子会社との間の 2005 年 3 月期から 2008 年 3 月期の 4 年間の取引に関して、移転価格税制に基づく更正処分の通知書を受領したことをお知らせします。

更正された所得金額は約 43 億円で、追徴税額は地方税等を含め合計約 19 億円と試算されます。

当社といたしましては、海外子会社との取引はあくまで適正であり、これまで各国の税制に従い適正な申告、納税を行ってきたものと認識しております。今回このような更正処分を受けるに至ったことは誠に遺憾であり納得できないものであります。

今後、速やかに当局に対して異議申立てを行うと同時に、二重課税防止の観点から日豪租税条約に基づき相互協議の申立てを行う予定であります。

なお、本件に伴い、平成 21 年 8 月 7 日に発表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 22 年 3 月期第 2 四半期累計期間および通期業績予想につきまして、修正を行っております。

以 上